



さかど

# 市議会だより

No. 161

令和3年8月1日発行

## 写真 ステゴビル

ユリ科ネギ属の多年性植物。県内で自生しているのは、坂戸市と秩父市だけであるともいわれ、県の天然記念物に指定されています。

開花時期は9月のお彼岸（秋分の日・9月23日頃）の短い間。市内では、金山神社（新堀255-1）の境内に自生しています。

## P 2 第3回6月定例会

新型コロナウイルス感染症対策経費等の補正予算を可決

## P 8 一般質問

11議員が市政を問う

本会議の様子を  
配信しています



# 第3回6月定例会

(5月25日～6月16日・23日間)

## 6月定例会日程

- 5月25日(開会)
- 市長提出議案の上程／提案説明
- 5月28日
- 議案に対する質疑(総括質疑)
- 予算決算常任委員会
- 6月1日
- 総務文教常任委員会
- 予算決算 総務文教分科会
- 6月2日
- 市民福祉常任委員会
- 予算決算 市民福祉分科会
- 6月3日
- 環境都市常任委員会
- 予算決算 環境都市分科会
- 6月8・9・10日
- 市政一般質問
- 6月11日
- 予算決算常任委員会
- 6月16日(閉会)
- 市長提出議案の討論／採決
- 議員提出議案の上程／採決

この定例会では、市長から11議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案を承認及び原案のとおり可決しました。

また、議員から提出された2議案については、議員提出議案第1号は原案のとおり可決、議員提出議案第2号は原案を否決しました。

### 主な総括質疑

#### 〈令和3年度坂戸市一般会計補正予算(第1号)を定める件〉

**問** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2年度中に4回にわたり示された本市への交付限度額は総額約13億円とのことだが、交付金の残額は。

**答** 本市の交付限度額13億5788万5千円のうち、10億3788万5千円は、2年度の事業分として実施計画書を国へ提出済みである。残りの3億2千万円は、3年度の事業分として繰越手続きをしており、今回の6月補正予算の財源として1億2121万円を活用する。残りの

1億9879万円は、今後事業を選定し、実施計画書を提出する予定である。

**問** 新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、児童扶養手当受給世帯及び就学援助世帯に米を支給することとされているが、周囲から手助けを得られずに孤立している子育て世帯への支援策も必要と考えるが。

**答** 新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻化する孤独孤立世帯への支援対策は大変重要であると認識している。本市では、子育て世帯がコロナ禍の中、育児不安や孤立、孤独を感じることはないよう、昨年度は児童扶養手当受給世帯へ現況届

を通知する際に、日常生活支援事業のチラシ等を同封し、周知に努めている。また、昨年度からオンラインによる子育て相談等を実施するなど、育児の不安軽減等に努めている。孤独、孤立世帯への支援はますます重要になるものと考えており、今後引き続き対策に努めていく。

**問** 新型コロナウイルス感染症の影響により、小・中学校において修学旅行や宿泊学習が中止となった場合のキャンセル料を補助することとされているが、キャンセル料の積算根拠は。

**答** 旅行会社や小・中学校により若干の違いはあるが、多くはキャンセル料が発生する20日前における企画料の金額及び宿泊料の20%を合算した市内全小・中学校分を見込んで計上している。なお、今回のキャンセル料の補助は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定である。



## 常任委員会

## 審査概要

### 予算決算

#### 〈付託議案第37号〉

**問** 今回の補正予算で財政調整基金を655万円取り崩すということである。今後新型コロナウイルス感染症対策等を取り崩すことも考えられるが、現時点における財政調整基金の3年度末見込み額は。

**答** 今年度当初予算での財政調整基金繰入金金は10億円であり、ここに今回の補正予算で予算計上した繰入金金655万円を加えると、10億655万円となる。

これに対し、財政調整基金の積立金の当初予算額は3万1千円であり、2年度の決算状況や3年度の予算執行の状況により、今後の補正予算での積立金又は繰入金金の予算額を計上することも考えられるが、現時点での3年度末の財政調整基金現在高は29億2308万円となる見込み

である。

**問** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して進める事業の実施計画書の国への提出期限が7月15日である。公民館や地域交流センターなどは、避難所にもなっており、多くの人が利用している施設への自動水栓の設置の方針は。

**答** 自動水栓の設置については、水回りでの感染を防ぐために効果的である。公民館や地域交流センター、文化施設、スポーツ施設など、多くの人が集まる場所への設置についても今後進めていく。現在、設置個数の調査を行っており、9月議会へ予算計上するべく検討していく。

**問** 児童福祉総務費について、児童扶養手当受給世帯及び就学援助世帯への物資の支給の概要は。

**答** 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、生活に困窮している子育て

世帯への生活支援を目的として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、坂戸産の米10kgを年3回支給するものである。支給月は8月、11月、2月頃を予定しており、それぞれ8月支給は6月分、11月支給は9月分、2月支給は12月分の受給世帯を基準として支給する予定である。

**問** 児童扶養手当受給世帯及び就学援助世帯へ支給する米はどこから購入する予定か。

**答** 地産地消の観点から坂戸産の米の支給を予定しており、対象者への配送も含めて委託契約する予定である。なお、事業者については、予算成立後、指名委員会に諮り、選定する予定である。



施設運営を継続しなければならぬ施設及び児童生徒が多く利用する施設を対象に優先的に整備することとしたためである。

新型コロナウイルス感染症対策のため、公立保育園、民間保育施設、公立幼稚園、私立幼稚園、小・中学校等に自動水栓を設置することとされているが、公民館や地域交流センター等の施設に関する費用は含まれていない。公民館等の施設のほとんどが災害時の避難所にも指定されるが、なぜ今回の対象事業に計上しなかったのか。

### 総務文教

#### 〈付託議案第33号〉

**問** セルフメディケーション税制の概要については。

**答** セルフメディケーション税制は、納税者本人及び本人と生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、1年間の購入費から保険金等で補填される金額を除いた金額の1万2千円を上回る金額について、最高8万8千円まで所得から控除する医療費控除の特例である。なお、特定一般用医薬品とは一般用医薬品等のうち医師により処方される薬剤との代替性が特に高いと厚生労働大臣が定めたもので、いわゆるスイッチOTC医薬品と称されるものである。スイッチOTC医薬品については、医薬品のパッケージに識別マークが掲載されているほか、支払いのレシートや領収書においても対象医薬品であることが識別できるようになっている。

る国外居住親族の取扱いが見直されたが、国内と国外の居住者の扶養の違いについては。

**答** 国内居住者については、生計を一にしている16歳以上の6親等内の血族及び3親等内の姻族であり、国内源泉所得が48万円未満の者が扶養控除の対象となる。国外居住者については、国内居住者要件のうち30歳以上70歳未満の者が扶養親族から除かれる。ただし、留学生、障害者、38万円以上の送金等が確認できる者は引き続き扶養控除の対象となる。

**問** 特定都市河川浸水被害対策法等の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水防止を図るため、6年3月31日までに取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税基準の割合を規定するとのことだが、本市は特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川の指定は受けていないとのことである。この指定は国土交通大臣と都道府県知事が行うことになっているが、埼玉県及び全国においての指定の状況については。

のである。

**問** 経営体育成条件整備事業費補助金は、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金から補助を受け、この交付金の中には産地基幹施設等支援タイプ、先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプの3タイプがあるが、今回補助を行うものはどれに該当するか。

**答** 地域を中心とする経営体等が融資を活用して農業用機械、施設等を導入し、大きな経営改善、発展に取り組むものに支援する、今回は2つ目の先進的農業経営確立支援タイプに該当する。



**問** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯への子育て世帯生活支援特別給付金について、給付基準は3年1月以降の任意の1箇月の収入を見るとのことだが、いつまでの収入を基準とするのか。

**答** 給付金の申請期限が4年2月28日となっているため、4年2月までの収入を基準として見込額を算定し、給付する予定である。

**問** 経営体育成条件整備事業費補助金は、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用し、県を通して支払われる補助金を市が支払うもので、補助率は3割以内、上限額は個人が1千万円、法人が1500万円である。地域の中心となる経営体等が融資を活用して農業用機械、施設等を導入し、大きな経営改善、発展に取り組むものに支援するものである。今回は、乾燥調製施設の機械一式を導入する費用に係る補助金であり、乾燥機等の導入に対し補助を行うも

### 環境都市

#### 〈付託議案第35・36・38・39号〉

**問** 都市計画道路関間千代田線整備事業街路新設工事について、工事請負契約の変更契約を行うとのことだが、なぜ今変更をしなければならぬのか。

**答** 設計の段階では、土質調査を4箇所実施しているが、この4箇所とは別に受注者の費用負担により、実際の鋼矢板打設位置8箇所の土質調査を実施している。その結果、関間地区及び鉄道近接箇所において硬い土質が確認されたことから、鋼矢板圧入とウォータージェット併用による打ち込み方法から、硬い土質に対応できる鋼矢板圧入とオーガ掘削の連動による打ち込み方法へ変更する必要が生じたためである。

**問** 変更契約に伴う市の工事請負費の財源について、自主財源はおおよそ幾らになるのか。

**答** 契約変更による増額分3億2297万9800円のうち、自主財源は約1500万円である。

### 議員提出議案

**坂戸市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件**

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るため、所要の改正を行った。

政治家がお祭りへの寄附や差し入れをすることはできません。



### 虚礼廃止に関する決議について

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めるとも禁止されています。

本市議会では「虚礼廃止に関する決議」を行い政治浄化に取り組んでいますのでご理解をお願いします。

### 市民福祉

#### 〈付託議案第32・34号〉

**問** 坂戸市国民健康保険条例の一部改正に係る条例改正文について、括弧が続いているが、条例には括弧のつけ方に定義があるのか。

**答** 国から示される条例参考例に基づき、文書の担当課である庶務課と調整しながら作成しており、文書の規定にのっとったものである。

**問** 特定都市河川について、埼玉県内で指定を受けている河川は現在のところない。近隣において、東京都、神奈川県を流れる鶴見川、境川、神奈川県を流れる引地川が指定を受けている。全国で指定を受けている河川は8河川である。



提出議案とその結果

(令和3年6月定例会)

全会一致の議案	
議案番号	議案名
第29号	専決処分の承認を求めることについて（坂戸市税条例等の一部を改正する条例関係）
第30号	専決処分の承認を求めることについて（坂戸市都市計画税条例の一部を改正する条例関係）
第31号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度坂戸市一般会計補正予算（専決第1号）関係）
第32号	坂戸市立坂戸駅前集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第33号	坂戸市税条例の一部を改正する条例制定の件
第34号	坂戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
第35号	坂戸市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
第36号	工事請負契約の変更契約の締結について（都市計画道路関間千代田線整備事業街路新設工事関係）
第37号	令和3年度坂戸市一般会計補正予算（第1号）を定める件
第38号	市道路線の廃止について（市道第3033号路線外9路線関係）
第39号	市道路線の認定について（市道第8013号路線外15路線関係）
議員提出第1号	坂戸市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

議案番号	議案名	会 派 名					
		民 政 ク ラ ブ	公 明 党	日 本 共 産 党	立 憲 民 主 ・ 社 民 の 会	み ら い	無 会 派
議員提出第2号	東京オリンピック・パラリンピックについて開催基準の明示及び中止又は再延期の検討を求める意見書の提出について	×	×	○	○	×	×

(令和3年6月16日現在)

民 政 ク ラ ブ					公 明 党				日 本 共 産 党				立 憲 民 主 ・ 社 民 の 会			み ら い		無 会 派	
小川直志	加藤則夫	石井寛	森田文明	友田雅明	古内秀宣	藤野登	柴田文子	野沢聖子	新井文雄	鈴木友之	平瀬敬久	宮坂裕之	武井誠	弓削勇人	中村拓史	小澤弘	田中栄	猪俣直行	(飯田恵)

( )は議長

討 論 (要旨)

内容は少数意見を尊重し掲載しています

議員提出議案第2号  
東京オリンピック・パラリンピックについて開催基準の明示及び中止又は再延期の検討を求める意見書の提出について

【賛成少数で原案否決】

【反 対】

① 東京オリンピック・パラリンピックは人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、また、発生から10年の節目となる東日本大震災からの復興を世界に発信する機会と捉え、感染対策を万全なものとし、世界中に希望と勇気を届ける大会を実現するための準備が現在進められている。開催基準の明示や中止、再延期の検討等に関しては、国会の場において議論が既になされており、あくまで東京オリンピック・パラリンピックの開催を判断する権限は、最終的にIOCにあるものと認識している。また、先進7か国首脳会議でも新型コロナウイルスに打ち勝つ世界の団結の象徴とし、安全・安心な形での開催を改めて支持する共同宣言が出ている。

さらに、開催予定日が迫っていること等総合的に勘案すると、本市議会としてこの段階で意見書を政府や国会に提出する意義と必要性はないと考える。

② 意見書には、開催が強行されること等総合的に勘案すると、開催の責務として準備を進めるのは当然であり、今般の状況に鑑み総合的に判断した上で中止及び再延期も視野に入れて安全に開催できる体制を整備していると思われる。医療体制に影響を与えない明確な運営方法を国民は求めていると考えるが、創意工夫を重ねてアスリートが力を発揮できる機会を作ることが五輪の新しい歴史を切り開き、人々に希望の灯を与えると確信している。今回の意見書については、質疑に対して明解な回答は得られず、矛盾点が多く賛同できない。提出者ももっと慎重に丁寧に行動する必要があると考える。市議会に市民が望むのは、国政と違い生活に密着した、市民のため市のための意見の集約であると考えている。そして、本市議会はそのように改

革を行ってきたと考えているが、今回の意見書はその改革に逆行するものであり反対である。

【賛 成】

① 変異ウイルスへの不安も解消されておらず、大会前後、期間中の国内外の人流増加による変異ウイルスの感染拡大が特に懸念される。また、自国の感染状況により大会出場を断念する事例もあり、選手の出場機会に影響が出るという不公平感も否めない。開催都市契約の解除の正当事由としては、新型コロナウイルス感染症はまさに相当し得る深刻な脅威であると考えられる。最終的な権限がIOCにあるとしても、予見困難な事由が生じた場合、組織委員会は合理的な変更を考慮するようIOCに要求できるとされていることから、本意見書を国及び政府に提出することの意義は大きいと考える。また、オリンピックズムの根本原則には、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることが目的とされており、多くの不

安が払しょくされないまま開催に進む姿勢はオリンピックズムの原則と矛盾していると感じる。

② 新型コロナウイルス感染症対策分科会会長はステージ4なから開催は難しく、ステージ3でも無観客や規模縮小などが必要との認識で、東京都医師会会長も開催に慎重な姿勢を示している。海外の医学誌では開催を懸念する論評がなされ、変異ウイルスの分析等の科学的根拠からも深刻な不足に直面している医療資源を大会に回すことは更なる医療体制のひっ迫を招くと考えられる。また、生活保護の申請件数及び新規利用開始世帯数が11年ぶりに増加に転じるなど、コロナ禍で経済的困窮者が増える中、明確な開催基準を明示せずに開催することは感染者が更に増え、人々の命と暮らしを危険にさらすことになりかねない。よって、医療従事者の負担を軽減し、国民、特に経済的困窮者を守るためにも開催基準の明示及び中止又は再延期を検討することは必要であると考えられる。

石井 寛

藤野 登

一般質問 原稿は質問者本人が執筆したものですので、あらかじめご了承ください

一般質問

問 遊休農地の改善に有効なほ場整備について本市の考えは。

答 生産コストの低減、生産性の向上を図るため、ほ場整備は大変重要な施策である。未整備地域は整備費用が高額になり地元負担もかかるほか、換地を伴う大がかりな整備が必要になり費用対効果が期待できない。一方、整備済みの箇所を再ほ場整備することは整備規模も小さく費用も安価で、地元負担もなく実施できることから引き続き再ほ場整備を優先に進めていく。

問 太陽光発電にはメリット、デメリットがあるが、営農型太陽光発電には、売電による収入増や耕作地でエネルギー供給源になる。本市で広める考えは。

答 国の動向や各地での成功事例、その後の経過を見ながら、営農型太陽光発電の周知について検討していく。

公民館等の活用について

問 コロナ禍での公民館、地域

交流センターの役割については。答 施設の休館や閉館時間の短縮などで事業が実施できなかった。コミュニケーションの場として役割を果たし、地域への情報発信など改めて考えていかなければならない。

問 公民館、地域交流センターが関わる行事について、市と坂戸市区長会で合同会議を開き統一の判断を行うことについては。答 3年度の区長会総会は、それぞれの区長会において判断が行われ開催方法など異なる結果となった。新型コロナウイルスによる厳しい状況が続くことも見込まれることから、できるだけ統一的な対応が行えるよう各区長会、事務局とも協議していきたい。



問 市の事務事業に係る地球温暖化対策実行計画では、2年度の温室効果ガス排出量を平成17年度比15・2%以上の削減を目標としているが達成状況は。答 2年度は現在集計中である。元年度は、平成17年度比で3・3%増加している。増加要因は可燃物に含まれる廃プラスチックの割合が増えたことである。

問 6月にプラごみ削減の新法が国で成立したが、今後のプラスチックの削減に向けた方策は。答 4Rの推進、分別の徹底、周知、啓発を図っていく。

問 温室効果ガス削減の取組には全市民の協力が不可欠であり、例えばレジ袋の削減やごみの排出量の削減等、協力した度合いに応じてポイント等を付与し、商品券などのインセンティブを与える施策については。答 市民に対する環境へ配慮した行動を促すポイント制度は、効果的と考える。今後実施方策等について検討していく。



本市の香害対策について

中村 拓史

クビアカツヤカミキリ対策について

鈴木 友之

問 化学物質過敏症患者の症状に配慮した災害時の避難所の設置方針は。

答 避難所において要配慮者用スペースの確保など個別に対応していく。

問 香りで悩む児童生徒がいる場合の、いじめや偏見の予防に向けた理解促進のための方針は。

答 家庭科の授業の中で触れており、また人権教育の視点にも立ち道徳の授業等を通じて指導している。今後も理解促進を図り、香害によるいじめなどを生まないよう努めていく。

問 香害対策として市内公共施設での芳香・消臭剤の使用を、一律に控える方針については。

答 一般的に悪臭に対応する目的で設置されており、それぞれの施設の管理者により施設の状態に応じて検討する必要がある。

本市の広報体制について

問 デジタルツールを使い慣れない高齢者等に向けて、S

NSの使用手法などを学べる講座を開設する考えについては。

答 国において今後デジタル活用支援として、デジタル格差解消に向けた講座の開設を想定しているため、市としては国の動向を注視していく。

問 外国人も市の広報紙を読めるよう自動翻訳して配信できるデジタルツールの導入の考えは。

答 ITを使用した方策を検討するべきと考えており、今後多言語情報配信ツールの導入について機能面も含め研究する。

問 自治会非加入世帯への広報紙の配布については。

答 広報広聴課へ連絡があった世帯へ個別配布し、市内各公民館等にも配架している。また、アプリのマチイロでも閲覧できるように対応している。



問 クビアカツヤカミキリ対策の現状については。

答 クビアカツヤカミキリは、サクラ等のバラ科を中心とした多種の樹木を加害する特定外来生物であり、本市では、未だ確認の情報は無いが、早期発見・早期防除を図るため、平成31年4月に「クビアカツヤカミキリ発見時における連携体制」を構築し、本市・埼玉県・関係団体との情報の共有を図っている。

問 クビアカツヤカミキリが寄生するサクラ、ウメ、モモ、ポプラ等の市内の植栽状況は。

答 サクラについては、公園や学校、寺院等、市内の多くの場所に植栽されている。スモモを植栽している農家は1軒把握している。他の樹木は、まとまった植栽はない。

問 サクラは、公園や河川など多くの場所で植栽されている。公共用地でのクビアカツヤカミキリのチェック体制は。答 サクラ等の樹木を保有して

いる各施設に対し、\*フラスの無の確認依頼等を行っている。今後、市職員に再度周知を図り、公園等の清掃業務委託業者等へも依頼していく。

問 コロナ禍の中で、河川でのウォーキングや散歩など、混雑を避けサクラやウメが多く植栽されている場所に出向く市民が多くなっている。ウォーキングや散歩の際に、市民に発見の協力をしてもらう仕組みが必要と考えるが。

答 公園や河川敷などで散歩やウォーキングをしている方々の協力を得ることは早期発見につながるものと認識している。連絡先の入ったチラシを公園等に掲示するなど、検討していく。



\*フラス…フンと木くずが混ざったもの。

野沢 聖子

**問** ICTを活用した本市のIGAスクール構想の現状は。

**答** 3年3月末までに、校内無線LANと児童生徒1人1台のタブレット端末及び教職員の支援体制を整備した。今後は児童生徒への操作支援を契機に端末の活用が始まり、各授業で工夫した実践が期待される。

**問** 今後も起こり得る災害や感染症に備えるためにも、平常時からICTを活用した双方向型オンライン授業を実施する必要があると考えるが。

**答** これからの教育では双方向型の授業を実践することが、学びの保障の観点からも大切であると認識している。タブレット端末に搭載されたアプリを活用し、準備を進めていく。

**問** 新型コロナウイルス感染症の拡大は続いており、学級閉鎖等が実施された場合にも、自宅におけるオンライン授業を可能とすべきと考えるが。

**答** タブレット端末では、AI

ドリルで各自の習熟度に合わせた学習をすることができ。端末は学校で使用することを原則としているが、児童生徒に配布されているアカウントを使用することで、家庭にあるパソコン等を利用して学習することができ。また、今後はオンラインで相互の交流に慣れ親しめるようにしていく。

**問** 今後もICTの活用により、子ども達が抱える課題や子どもの多様性に応じたきめ細かな教育が求められると考えるが。

**答** これまでの教員のきめ細かな指導に加え、タブレット端末の活用等により個別最適な学習が推進でき、ICT機器を活用することで学習意欲を高める効果も期待している。



小川 直志

**問** 浄化槽を含めた水質管理対策については。

**答** 本市には関東有数の清流・高麗川等があり、市民に親しまれる魅力ある空間を次世代につなげていくことは極めて重要である。河川等公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業所等への水質汚濁防止対応や合併処理浄化槽設置の推進による生活排水の水質浄化など各種施策の啓発に努めている。

**問** 県が推奨している浄化槽維持管理一括契約制度の内容や効果等については。

**答** 浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関による4者契約であり、効果としては、浄化槽の適正管理が図られ、より良い状態で長く使用できる有効な制度である。

**問** 飯能市では補助金を交付し浄化槽集団管理組織を育成している。本市でも育成する考えは。

**答** 浄化槽の適正な維持管理に

よる水質浄化は重要と考えていることから、参考に検討する。

地域公共交通について

**問** さかちつワゴンの路線ごとの利用状況については。

**答** 1便あたりの平均利用者数は、市街地を運行するさかど線は3・6人、市街地と各地区を結ぶさかど線は1・8人である。

**問** 路線ごとの利用者一人当たりの運行経費については。

**答** さかど線は505円、すぐる線は1216円である。

**問** 前橋市ではデマンド相乗りタクシーを導入しているが、本市での導入については。

**答** 市民バスの空白地域等を補完する一つの方法として、坂戸市地域公共交通活性化協議会で協議していきたいと考えている。



宮坂 裕之

**問** 小学生を対象に場や機会を提供して活動を推進する事業を行う団体への補助の内容は。

**答** 坂戸市小学生の文化活動・スポーツ活動推進事業補助金がある。内容は、小学生を対象とする文化芸術活動又はスポーツ及びレクリエーションの場や機会を提供して文化活動・スポーツ活動を推進する事業を行う団体に、1団体につき年1回を限度に、2万円を補助するものである。

**問** 文化会館のホールに配信設備を整備する考えは。

**答** ライブ配信は、無観客での開催により感染対策を行えるほか、離れた場所においても同時に多くの人が音楽、芸術、文化等の楽しさをリアルタイムに共有することができるようになり、新しいエンターテイメントを体験できるようにする。しかし、配信設備の整備には費用もかかることから、近隣施設の利用者のニーズを見ながら、必

要になった段階で検討していく。

**問** 今後の文化芸術の振興の取組への市の考えは。

**答** 市内の文化活動の中心的な活動を担っている坂戸市文化団体連合会との連携、支援を継続するとともに、後継者育成のための文化の「すその拡大事業」の充実を図っていく。また、文化活動の拠点施設である文化会館及び文化施設オルモについて、ハード面では施設の機能を維持できるように改修を行うとともに、利用者や時代のニーズを捉えた設備更新を検討していく。ソフト面では、指定管理者に対し民間活力を生かした自主事業の充実を引き続き要請し、市民が気軽に文化に触れることができる場の提供を図っていく。



武井 誠

**問** ギャンブル等依存症の現状と対策は。

**答** 平成30年に施行されたギャンブル等依存症対策基本法に基づき、県では4年度の対策推進計画策定に向け各市町村への情報提供が図られている。本市の状況を踏まえつつ、引き続き関係機関との連携を図っていくことが重要と考えている。

**問** 本市のギャンブル等依存症の実態把握については。

**答** 本市では具体的な調査は行っていないが、国が平成29年度に実施した調査によると、過去1年間のギャンブル等依存が疑われる者の推計値は、成人の0.8%である約70万人とされている。これを本市の人口に当てはめると約640人と推計され、誰もがなりうる可能性の高い病気であると認識している。

**問** ギャンブル等依存症の相談があった場合の具体的支援は。

**答** ギャンブル等依存症は性格によってなるものではなく、ス

トレスや孤独感などがきっかけとなる精神疾患の一つである。保健師が相談者に十分な聞き取りを行い、適切な治療と支援を受けられる機関等につなぐ対応を行うこととしている。具体的には、市民健康センターで実施している精神科医によるこころの健康相談、県の依存症相談拠点機関、市の法律相談や生活困窮者自立支援の窓口などを紹介するほか、継続的な支援の重要な役割を果たす自助グループへつなぐ支援を行っていく。

**問** 市民の身近な窓口である市職員への研修は。

**答** 偏見を持つことなく正しい知識のもと市民サービスが行えるよう、職員研修の機会を捉え、知識の普及を図っていくことの必要性は高いと認識している。



柴田 文子

**問** 本市の居住支援の現状と取組は。

**答** 就労相談や市社会福祉協議会が受付業務を所管している総合支援資金の貸付け等の案内に加え、居住対策として家賃の比較的安価な公営住宅等及び住居確保給付金の案内などを行っている。現状、住居確保給付金を受けながら、生活の立て直しを図っている方には、それぞれの状況に応じた就労支援等を継続して実施している。

**問** 今後の居住支援の対応と取組は。

**答** 居住支援はもちろん、生活に困窮し、生活支援が必要となる方に対し、個々に応じた様々な支援を行うなど、寄り添った適切な対応を図っていく。

**問** 住居確保給付金の申請件数の過去2年の増減の状況は。

**答** 元年度が11件、2年度が127件で、前年度比約11・5倍となっている。

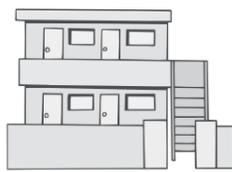
**問** 住居確保給付金の再支給に

ついて、本年5月末時点の支給決定の状況は。

**答** 12箇月の支給が終了した方8件のうち、再支給の支給決定を受けた方は2件、12箇月末満で支給が終了した方80件のうち、再支給の支給決定を受けた方は13件で合計15件である。

**問** 住居確保給付金の支給期間が終了した方等への家賃の安価な民間住宅への住み替えの案内等、市独自の取組は。

**答** 低額な家賃、入居時の初期費用の減額及び分割など、相談者個々の状況に応じた対応ができる不動産仲介業者を案内したり、必要に応じて相談者に同行して交渉するなどの対応を行っている。



平瀬 敬久

**問** 資源プラスチック、ペットボトルの回収率を高めるための方策は。

**答** 市民への啓発と店舗との連携を推進し、プラスチック製品自体の利用を減らす取組を進め、また、適正な分別や回収率を高めることも啓発していく。

**問** マイクロプラスチックを減らすことは地球規模の課題である。市民へ啓発を図る考えは。

**答** マイクロプラスチックが起因して起こる環境問題を身近な問題と捉えてもらえるよう、広報さかど等の広報媒体を活用し、啓発を図っていく。

**問** どういったものに代替すればマイクロプラスチックの発生を防げるかも掲載すべきでは。

**答** 今後検討していく。

**問** 新たに森戸地区で産業廃棄物の放置が認定された経緯は。

**答** 事業者が有価物として仮置きしたものを、県が行方者に事情聴取した結果、1月5日に産業廃棄物と認定した。



森戸地区に積まれた産廃の山

**問** その産業廃棄物の山にライオンが引いてある目的は。

**答** 県が置場のエリア分けを行い、位置、数量・内容物を記録しておくためと聞いている。

**問** 行政が産廃を撤去し、その費用を事業者に請求できないか。

**答** 行為者が撤去する意志があるとの情報を得ており、現時点では行政が撤去する状況にない。

**問** 行政の住民に寄り添った対応として何をすべきか。

**答** 住民への情報提供、現場のパトロール継続など、県と連携を図り、対応に努めたい。

一般質問

一般質問の詳細は、ホームページでご覧いただけます

新井 文雄

**問** 農業従事者の高齢化や後継者不足、農業未経験者への相続などで、農地を取り巻く環境の悪化が進み、本市でも耕作放棄地や遊休農地が見受けられる。解消に向けた取組は。

**答** 遊休農地対策として、農地パトロールを実施し、その結果、遊休農地であると認められる農地の所有者に対し、利用意向調査を実施し、農地を貸したい場合は農業委員等による貸し借りに関する調整を行うとともに、農地の受け手へ集約化が図られるよう農地中間管理機構へ情報提供を行っている。

**問** 耕作放棄地、遊休農地の現状は。

**答** 過去1年間何も作付けがない農地が耕作放棄地となり、平成27年の農林業センサス調査では、本市の耕作放棄地は約283ha。遊休農地は、毎年実施している農地パトロールの結果、雑草等が膝丈以上に繁茂している農地を遊休農地とし、2年度



は、市内全体で379筆、約26万平方メートルで、平均面積は約709平方メートルである。

**問** 民家と畑地が混在している市街化調整区域で農地が荒れて、冬は火災の心配が、夏は草木が生い茂り通学路周辺では保護者から心配する声が出ている。解消に向けた対策は。

**答** 農地の雑草等について苦情があった場合、その都度現状を確認し、所有者に対し適正管理の通知を郵送するとともに、当該地区を担当する農業委員又は農地利用最適化推進委員へ情報提供を行っている。

**問** 市民からの苦情状況は。

**答** 雑草の繁茂などに関する苦情は、平成30年度が25件、元年度が35件、2年度が32件で毎年30件程の苦情がある。

【オンライン議会報告会を配信しています】

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年5月議会報告会はこれまでの形式に代えて、動画配信する方法で開催しましたので、ぜひご覧ください。

二次元バーコードまたはホームページ（下記URL）からご覧ください。

<https://www.city.sakado.lg.jp/site/sakadogikai/6199.html>



議会傍聴について

9月定例会は8月31日開会の予定です。



※変更の可能性もありますので必ずお電話等でご確認願います。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、マスクの着用のお願いや、間隔を空けるために傍聴席を制限する場合があります。

傍聴方法等、詳細は坂戸市議会ホームページやお電話にてご確認ください。

# 坂戸市手話言語条例

令和元年9月定例会において議員提案で制定された「坂戸市手話言語条例」について紹介します。

本市では、「手話が言語である」との認識に立ち、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、住み慣れた地域でともに豊かに生きるまちを目指します。

制定までには、市議会の超党派のメンバーで、坂戸市聴力障害者の会、坂戸市手話サークル等との意見交換を重ねました。また、県立特別支援学校坂戸ろう学園、特別養護老人ホームななふく苑、ふれあいの里・どんぐり、ひとつ星・さかどの視察を行いました。

そして、令和元年9月定例会において議員提案された「坂戸市手話言語条例」は、全会一致で可決成立しました。

本市では条例制定後の取組として、横断幕の掲出及び手話言語等に関する施策展開の情報交換などを目的とした全国手話言語市区長会への入会を行いました。その他の普及に関する取組については、聴覚障害の当事者団体等と話し合いを行い検討を進めています。



ありがとう



手話

## 【 政務活動費について 】

政務活動費は、議員の市政に関する調査研究、その他の活動をするために必要な経費の一部として、地方自治法及び条例に基づき、市から交付されるものです。

本市議会では、議員一人当たり月額2万円（年間24万円）が個人ではなく所属する会派に交付されています。

政務活動費を使用できる範囲は、条例等により厳格に定められており、残額が生じた場合には返還しています。

また、収支については、領収書を添えて報告することが義務付けられています。

※市議会ホームページで政務活動費の収支報告書等を公開しています。

## 編集後記

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、坂戸市議会初の試みとして、オンライン議会報告会の動画を市議会ホームページ上にて配信しております。今後の実施においては、改善等を加え、より分かりやすい議会報告会を目指してまいります。最後に今号の最終ページには、元々9月定例会において可決の議員提出議案「坂戸市手話言語条例」について掲載しました。一人ひとりの思いを大切に、手話への理解及び手話の普及促進を図りたいと思います。

（委員長記）

## 広報委員会

委員長	藤野 登
副委員長	加藤 則夫
委員	中村 拓史
委員	友田 雅明
委員	宮坂 裕之
委員	平瀬 敬久
委員	田中 栄
委員	古内 秀宣



さかど市議会だよりは古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物油インキを使用しています。